

# フィンテックの現状と展望

The Potential of Fintech

近年、フィンテックについての議論が活発化している。フィンテックが銀行の既存業務を浸食するのではないかととらえる向きもある。しかし、フィンテックは、既存の金融サービスの延長線上のものが多く、また「個人向け」のサービスが中心である。したがって、「法人取引」中心の既存銀行にとっては、フィンテック企業との協働により一般個人顧客取引が収益源となるのであればメリットも大きいと考えられる。

ただし、フィンテックの浸透・発展にはさまざまな障害が立ちだかる。日本国内における最大の障害は、日本が世界有数の現金大国であることだろう。

仮想通貨を支える技術であるブロックチェーンは、銀行のシステムを劇的に変革させる潜在力を秘めている。ブロックチェーンは、参加自由なオープン型のネットワークであり、決済情報を外部に出さない従来の銀行の決済システムのようなクローズド型のネットワークとは決定的に異なり、運営コストが著しく低いことが特徴であるが、決済の信憑性がどこまで保証できるかに問題がある。ただ、この信頼性が確認されると、銀行のビジネスモデルが革新されると予想される。また、一部銀行がシステムにクラウドサービスを利用する動きも見られ、これも大きな影響を与えよう。

金融庁は、フィンテック企業に登録制を導入するとともに、この登録業者に対し銀行がシステム開放する努力義務を負うことで、オープンな決済システムの構築を目指している。今後、官民ともに、さまざまな制度設計と体制整備が求められる。



In recent years, the potential of financial technology, or "fintech," has been actively discussed. Some observers are very concerned that such technology may erode the revenue of existing banks. However, most fintech services are not markedly different from existing financial services and mainly target individual customers. Corporate transactions are the primary source of existing banks' revenue, but if they can cooperate with fintech companies, the banks will be able to benefit from even individual customer transactions. However, there are various barriers to the development and spread of fintech. The biggest is that Japan is one of the world's pre-eminent countries where cash dominates as the main driver of transactions. The blockchain, which is the basic technology of virtual currency transactions, has the potential to cause drastic changes in banking systems. A blockchain is a network open to voluntary participation and is distinctly different from closed networks such as the existing banking settlement system, which does not allow relevant information to be exposed outside the system. Although the blockchain is characterized by low operational costs, a problem is to what extent the credibility of settlements can be guaranteed. Once this credibility is confirmed, however, it is expected that innovative business models for banks will emerge. In addition, some banks have started to utilize cloud services for their systems, which will have significant impacts on banking activities as well. The Japanese Financial Services Agency aims to build an open banking settlement network by introducing a fintech company registration system and by requiring banks to make efforts to open their networks to registered fintech companies. In the coming years, it will become necessary for both the government and the private sector to create a new financial system and structure appropriate for fintech.

## はじめに

近年、“フィンテック”という言葉が流行語のようになり、議論が活発となっている。“フィンテック(FinTech)”とは、Finance(金融)とTechnology(技術)を合わせた造語であり、インターネット・スマートフォンを使った資金決済や、外為・証券取引、資産運用等におけるビッグデータ、人工知能(AI)等、最新技術を駆使した金融サービスを概念的に指す言葉である。

フィンテックの定義は曖昧であり、使う人によって異なる。実際、金融機関のシステムは、オンラインシステムと呼ばれていることから分かるように、1950年代と早くからコンピューターを導入してきたが、その後のIT技術の進展にともない幅広い金融サービスにおいてITを活用した商品・サービスが展開・提供できるようになった。そういう意味では、現代の金融機関はすべてフィンテック企業ともいえる。

ただし一般的に“フィンテック”といった場合、金融機関以外の企業、特に新興ベンチャー企業が提供するインターネット・スマートフォンを通じた最先端技術を駆使した金融サービスを指すことが多い。IOSCO(証券監督者国際機構)も2017年2月の発表レポート“Research Report on Financial Technologies (FinTech)”の中で、““Fintech” is used to describe a variety of innovative business model and emerging technologies that have the potential to transform the financial services industry.”と定義している。こうした企業が今まで見たことがない革新的な金融サービスを提供し、生活や社会を大きく変革するのでは、という期待を込めた言葉とも言える。

フィンテックについては、技術的な面や消費者にとってのメリットや使い勝手の点から述べられることが多いが、ここではまずフィンテックが流行するきっかけともなった代表的な金融商品である仮想通貨について分析する。次いで、フィンテックを主にビジネスの観点からとらえ評価し、今後を展望したい。

## 1 | 仮想通貨

### (1) 活況を呈する仮想通貨市場

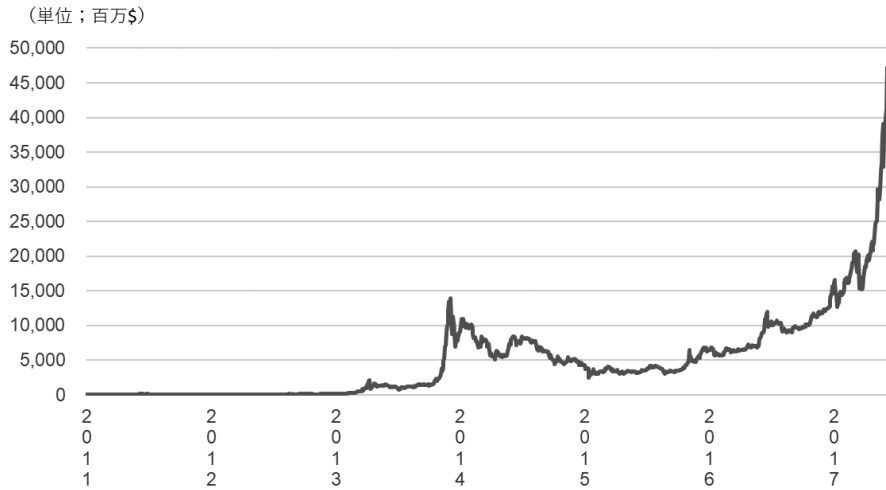
近年、フィンテックの中でも仮想通貨は活況を呈している。

仮想通貨とは、特定の国家による価値の保証のない通貨で、ドルや円、ユーロのような法定通貨とは異なる。仮想通貨は、電子データであるため、インターネット上で取引が行われ、取引所においてドルや円と交換することができる。また、不正防止のために暗号化技術を用いていること、銀行や業界団体、取引所のような特定の組織やその組織が保有する大型の集中型コンピューターで管理するのではなく、ネット上の多数のコンピューターで記録を共有・相互監視することで管理する仕組みであること(これを支える技術がブロックチェーン(後述))等の特徴がある。

仮想通貨は、現在、主要なもので約550種類存在し、時価総額は約12兆円、取引額は約5,800億円/日となっている(2017年6月19日現在、CoinCapより)。株式市場(時価総額8,100兆円、取引額34兆円/日(2017年4月、WFE(国際取引所連合)調べ))や為替市場(6.5兆ドル/日(2016年、BIS(国際決済銀行)調べ))と比べれば小さい市場であるが、2015年以降だけで仮想通貨の時価総額が10倍になっており急上昇したことが分かる。数ある仮想通貨の中で最も著名なビットコインは、仮想通貨の時価総額の約4割を占める圧倒的な存在感を有する。マウントゴックス事件<sup>1</sup>以降、評判を落とし存在感を失っていた仮想通貨、ビットコインであるが、復活してきているのである。

また、ビットコインを例にとると、ウォレット数(利用登録者数)は世界中で1,400万人(日本では20万人)に達しており、2015年の400万人から急速に伸びている。一方、ビットコインを利用できる店舗(オンライン店舗含む)は世界中で10万を超えたと見られるが、ネット店舗を除くと9,000程度と見られている。急速に時価総額、取引額が拡大しているのと比べると、利用できる店

図表1 ビットコイン時価総額の推移



出所: blockchain.info

舗は伸び率はそれほどでもない。したがって、近年の時価総額や取引額の伸びは、利用可能店舗の増加によるものではないことがうかがえる。

(2) 仮想通貨・電子マネー・MUFG コインの違い

2017年5月1日、三菱東京UFJ銀行は、独自の仮想通貨「MUFG コイン」の実証実験を開始し、注目を集めている。MUFG コインは始めたばかりであり、最初は三菱東京UFJ行員による利用に限られ、かつ利用できる店舗は極めて少ない。

MUFG コインは、ビットコインのような仮想通貨とは異なることには注意せねばならない。MUFG コインとビットコインは、個人間での仮想通貨のやりとりや利用可能な店舗での支払いができる点では同じである。しかし、ビットコインの場合、発行者・運営者がいないのに対し、MUFG コインの場合、三菱東京UFJ銀行が発行者・運営者となる。またドル・円等法定通貨との交換比率は、ビットコインの場合変動するのに対し、MUFG コインの場合“1 MUFG コイン= 1円”と固定化されている点でも異なる。発行者・運営者が特定企業となる点や、法定通貨をチャージ(≒法定通貨との交換比率が固定)する点では、Suica、WAON、nanaco等の電子マネーと似ている。

図表2 他の仮想通貨や電子マネーとの比較

	発行者・運営者	利用者同士のやりとり	法定通貨(¥・\$)との交換比率
MUFGコイン	三菱東京UFJ銀行	○	1MUFGコイン=1円
他仮想通貨(ビットコイン等)	なし	○	変動(現時点では投機対象)
電子マネー(Suica、WAON、nanaco)	JR、セブンイレブン、イオン等	×	法定通貨をチャージ

出所: 各種資料をもとに筆者作成

(3) 期待が集まる“ブロックチェーン”

仮想通貨が注目を集める理由は、新しい通貨であることももちろんだが、それ以上に仮想通貨を支える技術であるブロックチェーンが、銀行システムを劇的に変革させる潜在力を秘めているからである。

ブロックチェーンとは、金融取引等の情報をコンピューターネットワーク上で管理する技術である。一定の時間内に発生した取引記録情報をまとめたもの(ブロック)を、不特定多数の参加者が検証しながら、チェーンのようにつないで蓄積し、インターネット上の膨大な数のコンピューターで情報を共有するのである。このシステムは、基本的に誰でも参加できるオープンかつ分散型のコンピューターネットワークであり、決済情報を外部に出さない銀行の決済システムのようなクローズ型の中央集権的なネットワークとは、その点で決定的に異なる。銀

銀行の決済システムは、閉じられたネットワークを司る銀行が管理し責任を持つが、オープン型のネットワークは、そうした責任者は存在せず、衆人環視の中で、決済の信憑性の合意を得る仕組みとなっている。こうした、オープンなネットワークを支える技術がブロックチェーンである。決済取引記録を集中管理する巨大コンピューターが不要であり、ひとつの機関において関わる人も少なく済むため、運営コストが著しく低いことが特徴である。その一方で、このような衆人環視であるため取引記録の改竄や不正取引が防げるとは言うものの、決済の信憑性をどこまで保証するのが現時点では確認がない。分かりやすく言えば、ウィキペディア（無料で使うことができるインターネット上のオンライン百科事典。不特定多数の人たちが、自由に執筆、加筆、修正できる点が特徴である）をどこまで信頼できるのか、に似ている。したがって、現時点では仮想通貨での利用レベルや各種の実験段階に止まっている。

しかし、このオープンなネットワークが、決済の信憑性の保証に有効であると確認されれば状況は一変する。これまで銀行は膨大な決済システム・コストを負担してきたが、オープンなネットワークを活用した場合、大幅なコスト縮減が可能となる。その場合、銀行のビジネスモデルも劇的に変化するであろう。また、ブロックチェーンの応用分野は広く、金融分野を超えさまざまな分野に影響を与える。たとえば行政サービス分野で言えば、

公証や登記、登録への応用も期待でき、実現した場合、行政組織を大幅に変えることとなる。実際、土地の登記活用について、スウェーデンでは実証実験を行っている。ただ、現時点では試行段階にすぎない。結論がでて実務に活用できるようになるまでにはもうしばらく時間を要しよう。

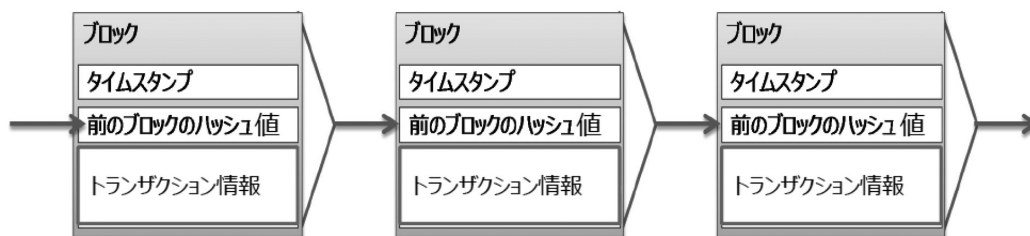
#### (4) 仮想通貨法施行

現在、仮想通貨市場が活況を呈している原因には、さまざまな理由が考えられるが、大きな要因として働いているのは、2017年4月1日に施行された改正貸金決済法（通称：仮想通貨法）であろう。この仮想通貨法は、先述のマウントゴックス事件の反省を踏まえ、これまで法的・制度的な位置づけが曖昧であった仮想通貨について規制を導入したものである。具体的には仮想通貨取引所（仮想通貨交換業者）に登録制を導入し、同業者に対して利用者への情報提供や仮想通貨も含めた利用者財産の分別管理、本人確認の実施等を課している。また、懸案だった消費税についても2017年7月1日より非課税となる。こうした仮想通貨の法的・制度的位置づけが明確化したことが、仮想通貨市場の盛り上がりを支えていると思われる。

#### (5) 投機目的が大半の仮想通貨

しかし、現状、仮想通貨は、投機目的の利用顧客が大半であり、送金目的は極々少数であると言わざるを得ない。一方で、ビットコイン取引所は、取引サービスの中に信

図表3 ブロックチェーン概念図



- ・トランザクション情報の集合等を含んだブロックがチェーン状に連なっているもの
- ・ネットワーク上の複数ノードが、新しいブロックを相互に承認し、チェーンに足していく

注1：ハッシュ値…元データから一定の計算手順で求められた規則性のない固定長の値。暗号や認証などに活用されている。

注2：ノード…サーバ、ハブ、ルータ等のこと

出所：経済産業省「ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査」



図表4 改正資金決済法（通称：仮想通貨法）の概要

施行日	2017年4月1日
仮想通貨の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨（円・ドル等）と相互交換できる。</li> <li>・電子的に記録され、移転できる。</li> <li>・法定通貨、電子マネー、プリペイドカードは仮想通貨ではない</li> </ul>
仮想通貨の税法上・会計上の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税法上は資産で取扱い。</li> <li>・金融商品ではなくモノであるため、会計上は資産計上（時価・簿価は一意的に決まらず）。</li> <li>・消費税については、2017年7月1日より非課税。</li> <li>・キャピタルゲイン税は、個人は雑所得・総合課税、法人は営業収益</li> </ul>
仮想通貨交換業（仮想通貨交換サービス）の定義	仮想通貨と法定通貨又は仮想通貨同士の交換や交換に際して利用者の金銭・仮想通貨を管理する業務
仮想通貨交換業を行う業者に課される義務	<p>①登録制の導入…金融庁・財務局の登録を受けた事業者（以下、登録業者）のみが国内で、仮想通貨交換業を行うことが可能。 ※登録を受けるためには、株式会社であること、資本金1,000万円以上など一定の要件を満たすことが求められる。</p> <p>②利用者への適切な情報提供…取り扱う仮想通貨の名称、仕組み、特性、手数料等</p> <p>③利用者財産の分別管理…年一回以上の外部監査を受けることを義務付け</p> <p>④取引時確認の実施…下記の場合、公的証明書の確認義務付け（本人確認、マネロン対策） 口座開設、200万円超の仮想通貨の交換・現金取引、10万円超の仮想通貨の移転（送金）</p>
外国の仮想通貨交換業を行う業者	日本で登録を受けていない外国の業者が日本国内居住者に勧誘を行うことは禁止。

出所：金融庁

用取引や先物取引サービスを提供していることから仮想通貨の取引目的がうかがえる。現状、仮想通貨は、株や金利、為替と比べても著しく価格変動率が高いため、価格は急騰すれば同時に急落するリスクも抱えている。仮想通貨の裏付けとなる資産がないため、理論値や適正価格がないことも影響しているであろう。取引所において取引に係る手数料がゼロのところも多いが、こうした通貨は、価格安定性の重要性が高い送金目的には適さない。1ビットコイン（約33万円）以上保有しているウォレット数は約60万と全体の5%に満たない程度であり、10万ビットコイン（約330億円）保有するビットコイン長者は3人とごく少数である。したがって大規模な仮想通貨の移動は現時点では見られない。

ただし、送金目的に利用されるケースも一部で考えられる。それは、犯罪性資金の送金（マネーロンダリング）である。そのため、世界各国の金融当局は、仮想通貨がマネーロンダリング利用されないか警戒している。

## 2 | 銀行を巡るフィンテックの動き

### (1) フィンテックの事例

仮想通貨の他に、フィンテック企業が提供するサービスとしては、スマートフォンのモバイル決済サービスや、

指紋や虹彩等生体認証技術を用いた決済手段サービス、インターネット上でお金の借り手と貸し手を結び個人間での融資を行う仲介サービスであるソーシャル・レンディング（P2Pレンディングとも呼ぶ）、ロボットによる資産運用アドバイス、家計簿管理サービス、クラウド会計サービス等が挙げられる。

海外の著名なフィンテック企業やスキームには、オンライン決済サービス会社「PayPal（ペイパル）」や、アップルと-googleが提供するスマートフォンのモバイル決済サービス「Apple Pay（アップルペイ）」、「Android Pay（アンドロイドペイ）」、中国のモバイル決済サービス「Alipay（アリペイ）」、「WeChat Pay（ウィーチャットペイ）」、米国のソーシャル・レンディング大手のレンディング・クラブ（Lending Club）等が代表例としてあるが、これ以外にもさまざまな企業・サービスがある。

### (2) 金融当局の対応

フィンテックに関する当局の動きは早い。日本銀行は、2016年4月にFinTechセンターを日銀内に設置し、フィンテックへの取り組みを強化している。経済産業省も2016年7月に「FinTechの課題と今後の方向性に関する検討会合（FinTech検討会合）」を設置し、フィンテックが経済社会に与えるインパクトや課題、今後の政策の

図表5 フィンテック事例

分野	サービス例
オンライン融資	ソーシャル・レンディング、クラウドファンディング
オンライン決済	モバイル決済
オンライン送金	P2P 送金
オンライン証券	オンライン証券
資産運用	ロボアドバイザー、FX 取引
個人財務管理	家計簿サービス
業務支援・コンサルティング	クラウド会計サービス
仮想通貨	仮想通貨取引所

出所：各種資料をもとに筆者作成

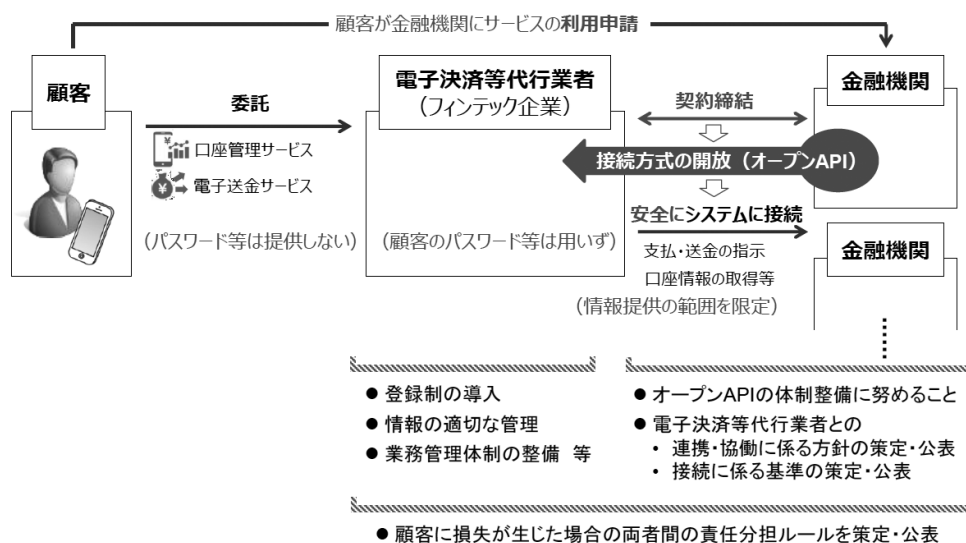
方向性等に関し検討している。

金融庁については、2016年5月に成立した銀行法等改正法により、金融機関によるフィンテック・ベンチャー企業への投資条件を緩和しており、また先述の通り、仮想通貨法が2017年4月1日より施行された。また、2016年5月には「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置し、フィンテック・ベンチャー企業の登場・成長が進んでいく環境（エコシステム）の実現に向けた方策を検討している。

今後の政府の動きの中で、特に注目されるのが、金融庁が検討している、2017年5月に成立したオープン・

イノベーション推進に向けた銀行法改正法である。これは、金融審議会の金融制度ワーキング・グループで検討されていたもので、フィンテック企業に対し登録制を導入するとともに、この登録業者に対し銀行がシステム解放する努力義務を負うことにより、欧州のような<sup>2</sup>オープンな決済システムの構築を目指すものである。登録対象となるフィンテック企業としては、家計簿アプリ業者やクラウド会計ソフト業者等が想定され、施行は2018年春が予定されている。銀行システムへの接続仕様をフィンテック企業等外部事業者に公開することを「オープンAPI」と言うが、今回の銀行法改正によりオープンAPIが

図表6 オープン・イノベーション推進のための制度的枠組み



出所：金融庁

進展することとなる。

しかし、このオープンAPIの日本における導入については、課題が山積している。これまで免許業者のみのクローズド型であることを前提に銀行システムは運営され安定していたが、そうした免許業者のシステムネットワークに登録業者が接続することとなる。したがって、決済システムが革新し利便性が高まる可能性もあるが、逆に銀行システムの安定性が損なわれる懸念も出てくる。そうした懸念を払拭するための制度設計が当局側に求められよう。また民間側についても受け入れるためのさまざまな体制整備が必要となる。

今回の銀行法改正を睨み2016年10月に全国銀行協会にて、官民連携イニシアティブとして「オープンAPIのあり方に関する検討会」が設置されており、2017年3月に報告書をまとめている。この報告書には、オープン

API推進のために検討すべき、API仕様の標準化、セキュリティ対策、利用者保護等の検討項目多数を提示している。また、ほぼ同時期の2016年12月に全国銀行協会にて、官民連携イニシアティブとして「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会」が設置されており、2017年3月に報告書が出されている。この報告書では、ブロックチェーン技術が銀行業務に変革をもたらす可能性を見据え、複数の金融機関や関係業者で共同運営する“コンソーシアム型ブロックチェーン”を推奨し後押しする「ブロックチェーン官民連携イニシアティブ」整備を提言している。

### 3 | フィンテックを考えるうえでの重要ポイント

以上のように、フィンテックを推進する環境は整備されつつある。フィンテックは、一般的には銀行以外のべ

図表7 「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」の概要

#### 【API仕様の標準化】

- 開発原則…関係者が留意すべきハイレベルの開発上の理念
  - ・原則1: API利用者を意識した平易・シンプルな設計・記述
  - ・原則2: APIの種類に応じた適切なセキュリティレベルの確保
  - ・原則3: デファクトスタンダード、外国のAPI標準、国際標準規格との整合性
  - ・原則4: 仕様変更によるAPI利用者への影響をコントロール
- 開発標準…推奨されるAPIの基本的な仕様
  - ・①アーキテクチャー・スタイル、②データ表現形式、③認可プロトコル、④バージョン管理、について推奨される仕様を示す。
- 電文仕様標準…APIのメッセージ上の標準的な項目やその定義等の目安

#### 【セキュリティ対策】

- API接続先の適格性事前審査とモニタリング
- 外部からの不正アクセス対策(アクセス権限付与・取引認証、不正検知、監視等)
- 内部からの不正アクセス対策(銀行やAPI接続先の内部不正対策)
- 不正アクセス発生時の対応(システム設計・仕様、情報連携、対策協議)
- セキュリティ対策の継続的な改善・見直し、高度化

#### 【利用者保護】

- 説明・表示、同意取得
- 不正アクセス、被害発生・拡大の未然防止
- 利用者に対する責任・補償

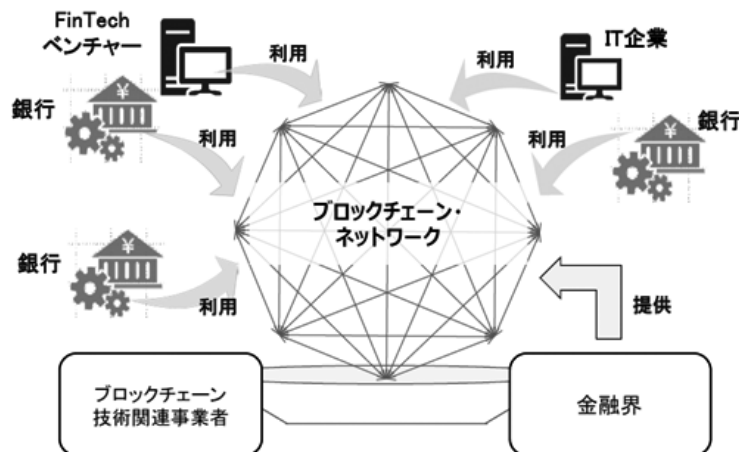
出所：金融庁「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」

図表8 「ブロックチェーン官民連携イニシアティブ」の概要

- 「ブロックチェーン連携プラットフォーム※」(仮称)の整備  
 ※銀行・フィンテック企業連携でのブロックチェーン活用のための協働型実証実験環境。用途は2017年秋。
- 国際的な標準規格への対応戦略
- 金融インフラにおける活用可能性の検討
- ブロックチェーン技術/DLT※の活用に向けた関係当局との連携  
 ※分散型台帳技術(Distributed Ledger Technology)
- ブロックチェーン技術/DLTの活用に向けた中央銀行との連携
- 安全対策基準の適用関係に関する整理
- ブロックチェーン・コミュニティの形成

出所：全銀協「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会報告書」

図表9 ブロックチェーン連携プラットフォーム(仮称)のイメージ



出所：全銀協

ンチャーがIT技術を駆使し、時には銀行を凌駕しながらその領域を奪い、時には銀行と協働し出資を仰ぎながら、新しい金融サービスを開発し成長するイメージでとらえられるようである。また、銀行業界でもフィンテックを脅威ととらえ、銀行の既存業務が浸食されるのではないかととらえる向きもある。2014年5月のEuromoney(サウジアラビア)における、JPモルガン・チェースCEOダイモン氏の「今後我々のライバルはグーグルやフェイスブックになるであろう。」との旨の発言は、銀行界の危機感を表す言葉としてよく引用される。しかし、現在のフィンテックの取扱いは、やや騒ぎ過ぎの感はあり、もっと冷静にフィンテックをとらえる必要がある。フィンテック

クを考えるうえでの重要ポイントは、以下の通りである。

### (1) 従来金融サービスの延長線上のものが多いフィンテック

フィンテックの金融サービスは、仮想通貨を除けば、今まで見たことがないようなものはあまりなく、既存の銀行グループやクレジットカード会社がこれまでも提供してきた類のものが多く、もちろんIT技術を駆使していることは事実だが、既存の銀行ができないものはあまりない。オンラインバンキングやオンライン証券は、フィンテックという言葉が生まれる前から存在し、既存の銀行やオンライン専門銀行、既存証券会社やオンライン証券がサービスを提供している。このため、現実的には、IT



ベンチャーであるフィンテック企業と既存の銀行が協働しているケースが多い。たとえばフィンテック企業としてよく取り上げられる「Paypal (ペイパル)」の創業は1998年であり、もう20年近くになる歴史ある会社である。フィンテックの金融サービスは、これまでの金融サービスにIT技術を使って改善・効率化したものと言える。

## (2) カード・現金・小切手の代替サービスが多いフィンテック企業の決済サービス

特にモバイル決済等がそうであるが、典型例として取り上げられるフィンテック企業による決済サービスは少額決済が多い。そうした少額の支払いは、これまでは現金やカード、欧米では小切手で支払われる。したがって、フィンテック企業の決済サービスは、必ずしも銀行の決済サービスを浸食するものとは言い難い。

## (3) “個人向け”が多いフィンテック…銀行にとっては実質的に新分野

フィンテックの金融サービスは、インターネットを通じたものが多いため、個人間の取引が主である。こうしたことが、フィンテック企業と銀行が協働する背景にある。実は日本の大半の銀行がそうであるが、ビジネスの中心は法人である。預金や貸出も法人が多くを占め、決済や送金についても、BtoC (法人・個人間) ないしはBtoB (法人間) が大半であり、かつ決済・送金で手数料を支払う被仕向けの大半は法人である。もちろん銀行が個人口座を持っていることが法人取引上も重要であるが、法人取引においてメインバンクの地位を獲得することは、預金・貸出のみならず、預金・貸出シェア以上の決済・送金におけるシェアを獲得するため重要性が増す。つまり、これまで日本の銀行の競争力の源泉は法人取引であり、法人顧客を多く獲得することで収益の向上に結びついた。したがって、個人取引、特に、富裕層ではない一般個人顧客の取引が、フィンテック企業との協働を通じ、コアビジネスとして成長するのであれば、銀行にとってメリットが大きいのである。

## (4) 影響の大きい低金利・マイナス金利…奪われる収益源

低金利・マイナス金利は、フィンテックに甚大な影響を及ぼしている。実は、特に決済・送金関連ビジネスにおける主な収益源として、手数料収入以上に銀行の普通預金や当座預金にあたる滞留資金の運用益が重要ということである。決済や送金にあたって関連資金が短期間ではあるが業者に止まるため、そうした資金を短期間運用することにより運用益が生じるが、その運用益は手数料収入を上回る。実際、シティグループの決済部門の収益の約6割はこうした資金収益が占める。こうした運用益は、金利が高ければ高いほど収益が発生するため、手数料の引き下げ余地も出てくる。しかし、低金利・マイナス金利は、滞留資金からは逆にコストが発生し、手数料を引き下げるところか引き上げる要因として働くのである。現在のマイナス金利環境は、フィンテック企業にとっては好ましくない環境にある。

## (5) 安心・安全・安定性の問題…特に法人

個人については、その嗜好に合わせて、金融サービスを選ぶため、多少の安心や安全、安定性に欠けたとしても、興味本位に新しい金融サービスを活用することは考えられる。しかし、法人はそうはいかない。特に金融サービスの利用を大きく変更する場合、組織として機関決定せねばならないため、基本的に保守的なスタンスとなりやすく、安心・安全・安定性を欠く金融サービスへの変更は難しくなる。長い目で見て時代が変われば、シフトしてゆくことも考えられるが、個人と比べればゆっくりしたペースでのシフトとなるだろう。

## (6) 膨大なコストがかかる厳しい法規制への準拠

銀行の決済は、これまででも社会インフラとしての使命を担い責任を負っている。そのため、銀行法の制定・整備により厳しい規制が課され、これを遵守することが求められている。これだけでも膨大なコストをシステム的にも人的にもかけてきた。加えて、近年世界的にマネーロンダリング対策等の厳しい規制が導入されており、こうした規制への準拠やシステム対応のためにも莫大なコ

コストを今後かけていかなければならない。こうした規制対応コストは、IT技術で軽減できる部分もあるが、基本的に膨大なコストがかかることに変わりはない。現時点で考えれば、こうしたコストを負担できるのは銀行しかないのが実態である。

**(7) フィンテック導入により改善の余地がある海外送金**

海外送金については手数料が高いとの不満が強い。実際、海外送金をする場合、①海外送金手数料(3,000～5,500円程度)や②取扱手数料(送金額×1/20(最低2,500円))に加え、送金先によっては③中継銀行手数料や④受取銀行手数料がかかる。また届くのにも時間がか

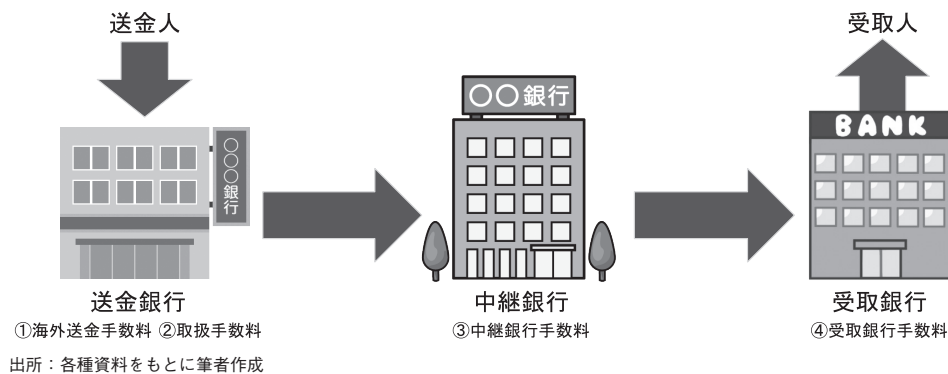
かり1週間かかるケースもある。こうした分野については、フィンテック企業が進出して来る可能性は高い。

ただし、既存銀行側も、国際ローバリュー送金という名の海外送金サービス(日数はかかるが、従来よりも手数料は安い)を、2018年以降導入することを目指している。こうしたサービスが本格化した場合、フィンテック企業が進出する余地は小さくなるかもしれない。

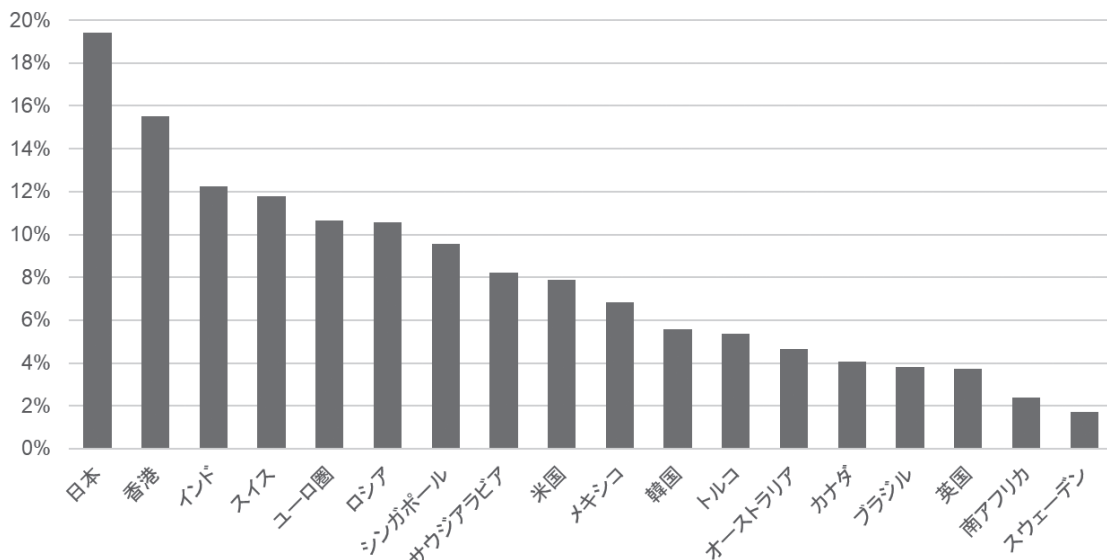
**(8) 日本におけるフィンテック発展の最大の障害は現金**

日本は世界有数の現金大国であり、1万円という海外から見ても高額である紙幣が多額流通している国はない。日本で高額紙幣が流通しやすい理由として、紙幣が

図表10 海外送金の仕組み



図表11 現金流通残高(対GDP比)国際比較(2015年)



出所：BIS "Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries - Figures for 2015"

高度な偽造防止技術により厳重に保護されていることに加え、現状ではマイナス金利導入という金融経済情勢の影響もあるが、消費者にとっての現金の最大の魅力は“匿名性”である。この匿名性は、フィンテックが導入されてしまうと失われる。したがって消費者の抵抗も相当強いであろう。日本国内でフィンテックを導入するには、こうした消費者からの反発は避けられず、フィンテック推進の大きな障害となると思われる。

### (9) 具体的なサービスの内容・質が問われているフィンテック

最近、フィンテックと言えはなんでももてはやされた時期は過ぎ去り、顧客にとっての利便性の向上等、具体的なサービスの内容や質が問われる段階に移行している。

たとえば、すでに存在する金融サービスであっても質の向上のため、これまで金融機関が注力してこなかったUI (User Interfaceの略。ユーザーが目に見える部分。スマートフォンの場合見ている画面のこと。) / UX (User Experienceの略。ユーザーが製品・サービスを通じて得た体験。スマートフォンの場合使っている体験)の改善にITベンチャーと協働で取り組むケースが、ネットバンキングを中心にふえている。

もちろん、こうした取り組みが金融サービスの革新へと結びつくかどうかは分からない。しかし、多数試みられているこうした取り組みのいくつかが実を結ぶ可能性

は否定できず、そうした場合、金融機関を劇的に変革する原動力となろう。

### (10) フィンテック以上に影響の大きい銀行のクラウドサービス利用

実は、フィンテック以上に大きな影響を与える可能性を秘めた動きが始まっている。三菱UFJフィナンシャル・グループは、費用を抑えながら最新技術でかつ短期間でのシステム開発を行うためクラウドを選択し、2017年1月クラウドサービス最大手の米アマゾンウェブサービスと契約した。銀行のITシステムは、自社保有のメインフレーム(大型汎用)・コンピューター上で運用する“重い”基幹系・勘定系システムが中心であるが、近年これに加えて、市場や業務に関わるシステムの負荷も業務内容の多様化やフィンテックの普及で急増し、IT投資負担が高まってきた。

これに対し、このクラウドサービスの活用により、数百億円単位のコスト削減は可能になるだろう。もちろん、どの程度クラウドサービス活用が可能なのか、現時点では分からない。ただクラウドサービスに対する銀行システムの聖域はないと考えられるため、すべてのシステムが検討対象になりうる。相当数のシステムがクラウドサービス活用可能となった場合、銀行のITコスト削減のみならず、ビジネスモデル全体を変革させるインパクトを持つだろう。こうした銀行のクラウドサービス利用の行方が、ITベンダーに与える影響は甚大であろう。

#### 【注】

- <sup>1</sup> 2014年に、東京を拠点とするビットコイン交換取引所であるマウントゴックスにおいて、顧客のビットコインを横領したとして代表者が逮捕された事件。
- <sup>2</sup> 欧州では、EU決済サービス指令で、決済関連業者に登録制を導入し、銀行に登録業者へのシステム開放義務を課すことで、各業者の決済システムへの参入・撤退を容易にしている。